在ニカラグア日本国大使	
在ハイチ日本国大使	
在パナマ日本国大使	
在パラグアイ日本国大使（在エンカルナシオン領事事務所を管理する場合を除く。）	
在ブラジル日本国大使（在ベレン領事事務所を管理する場合を除く。）	
在クリチバ日本国総領事	
在サンパウロ日本国総領事	
在マナウス日本国総領事	
在リオデジャネイロ日本国総領事	
在ベネズエラ日本国大使	
在ペルー日本国大使	
在ボリビア日本国大使（在サンタクルス領事事務所を管理する場合を除く。）	
在ホンジュラス日本国大使	
在レオン日本国総領事	
在アイスランド日本国大使	
在アゼルバイジャン日本国大使	
在アルメニア日本国大使	
在ミラノ日本国総領事	
在ウクライナ日本国大使	
在ウズベキスタン日本国大使	
在カザフスタン日本国大使	
在ギリシャ日本国大使	
在クロアチア日本国大使	
在ジョージア日本国大使	
在スウェーデン日本国大使	
在スペイン日本国大使（在ラスパルマス領事事務所を管理する場合を除く。）	選挙の期日前八日に当たる日
在バルセロナ日本国総領事	
在スロバキア日本国大使	
在セルビア日本国大使	
在タジキスタン日本国大使	
在チェコ日本国大使	
在デンマーク日本国大使	
在ノルウェー日本国大使	
在ハンガリー日本国大使	
在フィンランド日本国大使	
在ブルガリア日本国大使	
在ベラルーシ日本国大使	
在ボーランド日本国大使	
在ボスニア・ヘルツェゴビナ日本国大使	
在ポルトガル日本国大使	
在モルドバ日本国大使	
在リトアニア日本国大使	
在ルーマニア日本国大使	
在アラブ首長国連邦日本国大使	
在ドバイ日本国総領事	
在イスラエル日本国大使	
在オマーン日本国大使	
在カタール日本国大使	
在クウェート日本国大使	
在サウジアラビア日本国大使	
在ジッダ日本国総領事	
在トルコ日本国大使	
在イスタンブール日本国総領事	
在バーレーン日本国大使	
在ヨルダン日本国大使	
在レバノン日本国大使	
在アルジェリア日本国大使	
在ウガンダ日本国大使	
在エジプト日本国大使	
在ガーナ日本国大使	
在ガボン日本国大使	
在カメルーン日本国大使	
在ケニア日本国大使	
在コートジボワール日本国大使	
在コンゴ民主共和国日本国大使	
在ザンビア日本国大使	
在ジブチ日本国大使	
在ジンバブエ日本国大使	
在スーダン日本国大使	
在セネガル日本国大使	
在タンザニア日本国大使	
在チュニジア日本国大使	
在ナイジェリア日本国大使	
在ナミビア日本国大使	
在ブルキナファソ日本国大使	
在ボツワナ日本国大使	
在マダガスカル日本国大使	
在マラウイ日本国大使	
在マリ日本国大使	
在南アフリカ共和国日本国大使（在ケープタウン領事事務所を管理する場合に限る。）	
在モザンビーク日本国大使	
在モロッコ日本国大使	
在トンガ日本国大使	
在マーシャル日本国大使	
在ミクロネシア日本国大使	
在パラグアイ日本国大使（在エンカルナシオン領事事務所を管理する場合に限る。）	
在ブラジル日本国大使（在ベレン領事事務所を管理する場合に限る。）	
在ボリビア日本国大使（在サンタクルス領事事務所を管理する場合に限る。）	選挙の期日前九日に当たる日
在エストニア日本国大使	
在キルギス日本国大使	
在スペイン日本国大使（在ラスパルマス領事事務所を管理する場合に限る。）	
在サンクトペテルブルク日本国総領事	
在アンゴラ日本国大使	
在ギニア日本国大使	
在ベナン日本国大使	
在ルワンダ日本国大使	
在ソロモン日本国大使	選挙の期日前十日に当たる日
在南スーダン日本国大使	

○総務省告示第三百三十三号

公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第五十九条の五の三第一項の規定に基づき、次のとおり特定国外派遣組織を指定するので、同条第二項の規定に基づき、告示する。

平成二十九年十月五日

総務大臣　野田　聖子

一　名称　平成二十九年度ジブチ国防軍に対する災害対処能力強化支援における派遣団

二　国外派遣期間　平成二十九年十月六日から平成二十九年十二月十九日まで

三　派遣人数（概数）　十五人程度

四　派遣地域　ジブチ共和国

○農林水産省告示第千五百二十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十九年十月五日

農林水産大臣　齋藤　健

一　保安林の所在場所　佐賀県伊万里市大坪町字今岳原乙三二三八の六、字戸次郎谷丙二〇七、丙二〇八の二、字蜂ノ久保丙三〇六の一、字都川内丙三五五の一、丙三六九の一、丙三七〇の一、丙三七〇の四、大川内町字堂ノ谷甲二八五六の四、甲二八五八、甲二八六四

二　指定の目的　水源の涵養

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を佐賀県庁及び伊万里市役所に備え置いて縦覧に供する。）